

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項又は第五十一条の十四第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者又は指定一般相談支援事業者を次のとおり指定しました。

平成二十八年一月二十二日

奈良県知事 荒井正吾

事業者の名 称	事業者の主たる 事務所の所在地	事業所の名 称	事業所の所在 地	障害福祉サ ービスの種 類又は一般 相談支援事 業者	指定年月 日
株式会社松 栄会	大和郡山市高田 町七六一一サ ンプラザ郡山五 〇七	短期入所ス マイル	大和郡山市高 田町七六一一 サンプラザ 郡山六〇二	短期入所	平成二十 八年一月 一日
特定非営利 活動法人ら いず	天理市川原城町 七〇八	すたんどあ つぶ	天理市川原城 町七〇八	生活介護 就労継続支 援（B型）	平成二十 八年一月 一日
株式会社ジ ーキッズ	橿原市新賀町二 〇〇一	サポートセ ンターポム リエ	橿原市新賀町 二〇〇一	地域移行支 援 地域定着支 援	平成二十 八年一月 一日